

東日本大震災による

## 厚生年金基金の財政運営に係る緩和策について（要望）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方をはじめとする被災地域においては、経済活動や国民生活全般に甚大な影響が生じており、被災地に適用事業所を有する厚生年金基金においても母体企業の事業基盤に重大な影響を被っております。すでに事業を廃止する企業も出ており、今後も企業の規模縮小、経営困難等により、掛金収入の大幅な減少が懸念されます。また、日本経済への打撃のみならず世界経済への影響から、年金資産運用に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、今後の厚生年金基金の運営および財政状況に大きな支障が出てくることは確実に思料されます。

厚生労働省におかれましては、今回の大震災に対応するため、早速、特別の財政援助及び助成に関する法律の制定を始め、厚生年金基金等の事務処理に関する特例事項の通知を発出されたところであり、深く感謝申し上げます。

さらに阪神・淡路大震災の際に講じた施策を踏まえて、然るべき施策を検討中と伺っておりますが、今後、震災による経済の悪化等により、事業主・厚生年金基金等においては、被災地域のみならず全国的に基金を構成する企業の経営や基金の年金資産運用の悪化に直面することが想定されます。

加入員や受給者の年金受給権を守るためには基金の存続が大前提です。基金が長期にわたり安定的な運営を行うことにより従業員の退職後の生活を保障する役割を引続き果たすため、平成20年に施行され、現在実施中の財政運営の弾力化措置を是非とも延長していただくようお願い申し上げます。

特に、2008年の世界的金融危機以降、各基金とも資産運用実績が芳しくない状況が続いており、財政健全化・回復が長引いております。従いまして、掛金引上げ猶予措置を受けられる平成24年3月末の期限をさらに延長していただきますようお願い申し上げます。

また、今回の大震災による影響は、基金の努力の限界を超える事態であり、基金の存続に向けた抜本的な対策を検討していただくよう切にお願い申し上げます。

平成23年6月1日

厚生労働省 年金局  
企業年金国民年金基金課  
課長 渡辺 由美子 殿

東北地区総合厚生年金基金協議会  
会長 井上 恭司